

# 職場に関する 保険の手引き



オフィスキャロット 編

平成25年5月1日

## はじめに

現場で作業を進めていく中で、自分もしくは作業員が事故や災害により負傷したり、死亡したり、あるいは第三者にケガをさせたり、また建物、道具、機械などを破損させたり、それによる多大な損害を相手側に与えてしてしまうという、“様々な状態”に私たちは、遭遇する可能性があります。

不幸にも遭遇してしまった時のために、経済的負担を少しでも軽減できる保険を付保することが重要です。

その損害を“形態”から大別すると、次の3つに大きく分類することができます。

1. 「人にかかわる保険」
2. 「他人（第三者）にかかわる保険」
3. 「物にかかわる保険」

それぞれに関わる“保険”について、順次、紹介していきます。

● 「人にかかわる保険」	
<u>I. 労災保険</u> .....	2
<u>単独有期労災保険</u>	
<u>一括有期労災保険</u>	
<u>特別加入のあらまし</u>	
<u>II. 法定外労災補償保険</u> .....	6
● 「他人（第三者）にかかわる保険」	
<u>III. 賠償責任保険</u> .....	7
(1) 請負業者賠償責任保険	
(3) 生産物賠償責任保険	
● 「物にかかわる保険」	
<u>III. 賠償責任保険</u> .....	7
(2) 受託者賠償責任保険	
(3) 生産物賠償責任保険	
<u>IV. 組立保険</u> .....	9
<u>V. 火災保険</u> .....	10
<u>VII. その他（履行ボンド）</u> .....	12

大きな特色として、「**I. 労災保険**」のみが、**政府管掌の強制保険**であり、加入が、労働者を一人でも使用する事業主に義務づけられている保険です。それに対し、その他の保険は、すべて**任意保険**（私的保険）になっています。

## I. 労災保険

### 1. 概要

労災保険は、労働者を使用するすべての事業に適用される政府管掌の強制保険であるため事業が開始された日、又は適用事業に該当した時には、事業主の意思に関わりなく当然に保険関係が成立します。

つまり、労働者が業務中（作業中）又は、通勤途中であっても、業務に起因するとして、ケガ・疾病・障害・死亡の場合には、保険金が給付されます。

#### 継続事業と有期事業

- ・継続事業…… 事業の期間が予定されない事業で、例えば、一般の工場、商店、事務所が該当する。

例) 会社の内勤者

- ・有期事業…… 一定の予定期間内に事業目的を達成して終了する事業。

例) 建設現場担当者ならびにその下請会社の作業員

有期事業 ———— 単独有期事業 …… 税込請負金額が1億9千万円以上  
                          一括有期事業 …… 税込請負金額が1億9千万円未満

☆両方とも当社が元請の場合には、付保する必要があります。

### 2. 単独有期労災保険

#### (1) 要件

税込請負金額が1億9千万円以上でかつ当社が元請の場合は手続きが必要となります。

但し、下請工事でも、元請から要請があった場合で、税込請負金額1億9千万円以上または保険料160万円以上の場合、8条申請「下請負い人を事業主とする認可申請」ができます。

この場合、保険関係が成立した日から10日以内に所轄の労働基準局長による認可が必要になります。

#### (2) 社内付保手続（工事担当者が提出）

工事開始時 → 「様式31-2 有期工事労災保険概算申告付保依頼書」

工事終了時 → 「様式31-2 有期工事労災保険確定申告付保依頼書」を、

職制経由で安全衛生部署へ提出します。

#### (3) 所轄監督署への提出（安全衛生部署が処理）

- ・様式1号 保険関係成立届（成立の日から10日以内）
- ・様式6号 概算保険料申告と納付（成立の日から20日以内）
- ・様式6号 増加概算保険料申告書（請負金額が2倍以上になった時）

- ・様式6号 確定保険申告（工事終了の翌日から50日以内に申告および差額の納付）

☆当初の工期が延長された時も連絡する必要があります。

#### (4) 保険料の計算方法

請負金額（消費税込み）× **労務比率** × **保険料率** = 保険料

☆ **労務比率**：新築(35)21%、既設・設備(38)22%、機械据付(36)40%、その他(37)24%

☆ **保険料率**：新築 13/1000、既設 14/1000、機械据付 9/1000、その他 19/1000

※これらの数値は2003/4から適用の数値で、数年ごとに変更する。

(平成21年4月より適用)

☆概算保険料は、原則として一時に金額を納付することになっていますが、保険料が75万円以上で工期が6ヶ月を超えるものについては、延納が認められており、延納の手続きをとることが出来ます。

☆工事終了後、労災保険給付額により確定保険料が35%から-35%の割合で調整される。そのため、還付されることも、逆に保険料を追加納付することもある。(メリット制度)

例) 無災害の場合は、最高35%の戻りがあり、その場合の計算方法は、次の通りです。

還付額 = (保険料率 - 1/1000(通災分)) ÷ 保険料率 × 0.35 × 保険料

#### (5) 費用負担

保険料はJOB負担になる。

### 3. 一括有期労災保険

#### (1) 要件

税込請負金額が 1億9千万円未満 かつ 当社が元請 のとき。

☆ 一括有期事業の行う区域は同一労働局内ばかりでなく、隣接する都道府県にまで適用される場合が多いので、それぞれ確認する。

☆ 当社が元請JVの幹事会社の時は、税込請負金額が1億9千万円未満でも別法人扱いになるので、前述の「単独有期」を付保する。

#### (2) 付保手続き

安全衛生推進事務局で付保手続きし、事業開始の属する月の翌月10日までに「一括有期事業開始届」を所轄労働基準監督署へ提出する。

☆ 確定申告はまとめて年度更新で行い、この時にまとめて概算保険料と確定保険料の

精算をする。(4月1日から5月20日まで)

(3) 保険料の計算方法

請負金額(消費税込み) × 労務比率 × 保険料率 = 保険料

☆ メリット制により保険料率の数値が変わる。

当社の労務比率と保険料率は次の通りである。

建築	： 労務比率 = 21%	、 保険料率 = 13 / 1000 = 1.3%
設備	： 労務比率 = 22%	、 保険料率 = 14 / 1000 = 1.4%

(4) 費用負担

保険料はJOB負担ではなく、営業費となる。

#### 4. 特別加入のあらまし

(1) 概要

労災保険は労働者の業務災害および通勤災害に対する保護を目的とするので、本来は事業主、自営業者、家族従事者は対象外である。

しかし、業務の実態、災害発生状況から、中小事業主、自営業者、家族従事者については、労働者に準じて保護するにふさわしいことから、保護しようとするのが、特別加入制度です。

(2) 特別加入の範囲

① 常時300人以下の労働者を使用する 中小事業主およびその家族従事者並びに 会社役員 で事業主と同様の業務執行権を有し、労働者と認められない者

② 一人親方とその他の自営業者および家族従事者

- ・ 個人タクシー、個人貨物運送業者
- ・ 大工、鳶、左官等建設事業を営む者

③ 海外派遣者

(3) 特別加入の申請手続き

① については、

労働保険事務組合に委託(日宝協栄会が対応します)

② については、

一人親方が構成員となる団体に加入(日宝協栄会が対応します)

③ については、

海外派遣元の団体もしくは事業主が労働基準監督署に手続きする。

## Ⅱ. 法定外補償（労災保険の上乗せ制度）

### 1. 概要

通常、施工現場における業務上の災害（通勤災害を含む）が発生した場合、所定の互助金を本人または遺族に支給しするための協力会社との間に相互扶助制度を導入しているものです。

### 2. 互助の範囲

通常、施工現場で発生した業務上の災害で、

1. 直接請負関係にある事業主およびその被用者
  2. 会社と数次の下請負関係にある業者の事業主とその被用者
  3. 工事担当者
  4. J V 工事では、代表者となる共同施工方式の場合には、工事全体が対象工事となり、共同企業体およびその構成会社の作業員全員
  5. J V 工事で当社が他の者と構成して行う分担施工方式の場合には、分担する部分のみが対象工事となり、社員ならびに下請負人の作業員
- ※ 事業主については特別加入者でなければ、対象外となる。

### 3. 互助金

別途定める相互扶助救済規約等に定めている。

### 4. 支払い手続き

災害発生部署からの報告に基づき、調整後実施する。支払いは労働基準監督署の認定後、金額を決定し、保険会社から支払われる。

### Ⅲ. 賠償責任保険

#### 1. 概要

賠償責任保険は、第三者（客先、通行人など）の身体や物に与えた損害をカバーする保険で、元請下請に関係なくすべての工事に必要であり、次の3種類があります。

「請負業者賠償責任保険」、「受託者賠償責任保険」、「生産物賠償責任保険」しかし、それぞれの補償される内容が異なります。

#### 2. 種類

- (1) 請負業者賠償責任保険…施工中に発生した事故により、第三者に与えた身体・財物の損害を補償する保険  
例) 工事中、電気ドリルを落として通行人にケガをさせたなど。
- (2) 受託者賠償責任保険 …施工中に受託物（客先からの預り物、リース・レンタル品など）を壊したり、盗難にあつたり、受託者との間に損害賠償問題が発生した時に支払う保険
- (3) 生産物賠償責任保険 …竣工・引渡後、仕事の結果に起因する人的・物的事故に対して、支払われる保険  
例) スプリンクラー設置の瑕疵による漏水など

#### 3. 付保手続

- (1) 単独受注…通常、会社で自動的に付保。
- (2) J V 工事…通常、スポンサー、パートナー契約に限らず、会社で自動的に付保。

##### ① スポンサー契約の場合：

J V 請負金額総額を自動付保するが、当社分のみ付保とする場合、パートナー請負金額分の減額を考慮する。

##### ② パートナー契約の場合：

当社分請負金額を自動付保する。

スポンサーが規程の条件（保険金支払限度額、漏水特約、補償期間等）を満たしている場合、請負金額分の減額を考慮する。

#### 4. 保険で支払われる費用

- (1) 被害者に賠償した治療費・修繕費
- (2) 裁判費用
- (3) 応急手当・護送費

#### 5. 費用負担

保険料は J O B 負担となる。

## IV. 組立保険（建設工事保険）

### 1. 概要

組立保険は、施工期間中の突発的な事故により施工部分に損害が生じた場合に、その復旧費用として支払われる保険です。

一般的に下請の場合は不要です。（ゼネコンが付保しているため）

### 2. 補償内容

- (1) 施工（組立作業）の欠陥によって生じた損害
- (2) 作業員のミス、第三者の悪意によって生じた損害
- (3) 設計、材質の欠陥に起因する事故によって生じた損害
- (4) 火災、爆発、風水災、落雷によって生じた損害
- (5) 盗難による損害
- (6) 暴風雨、落雷、洪水、土砂崩れなどの自然現象によって生じた損害

### 3. 保険の対象物

- (1) 施工の目的物と材料
- (2) 施工用仮設物（足場、仮枠、照明設備など）
- (3) 施工用建物（現場事務所、倉庫など）およびその什器・備品星
  - ☆ 建物、事務所ビル、工場建屋などの建物の建築工事を対象の保険として、別に「建設工事保険」がある。この場合、総務部と相談すること。
  - ☆ 組立保険は、第三者（客先、通行人）の身体・財物は保険の対象とならないため、「賠償責任保険」の補償範囲となる。

### 4. 付保手続

官公庁工事ならびに客先からの要請があった場合など、各事業で申請し、保険会社または客先指定の保険代理店と契約するが、その場合でも提携保険会社とJVに依頼する。

### 6. 保険金額（保険会社から支払われるお金）

請負金額が限度

### 7. 費用負担

保険料はJOB負担。



## V. 火災保険（建設保険）

### 1. 概要

火災保険は、火災・落雷・爆発・暴風雨などによる工事目的物の損害をカバーする保険である。

一般的に下請の場合は不要です。（ゼネコンが付保しているため）

☆火災保険の内容は、すべて「組立保険」でカバーできるため、組立保険を付保していれば、改めて火災保険を付保する必要はありません。

### 2. 保険の対象となる物

(1) 工事の目的物

(2) 資材・部品

☆現場で使用する建設機械・工具・備品は対象外。他人の身体・財物も対象外。

### 3. 付保手続き

客先から要請があった時など、職場から担当部署へ「工事関係付保依頼書」等を提出する。

### 4. 費用負担

JOB負担となる。

VI. その他

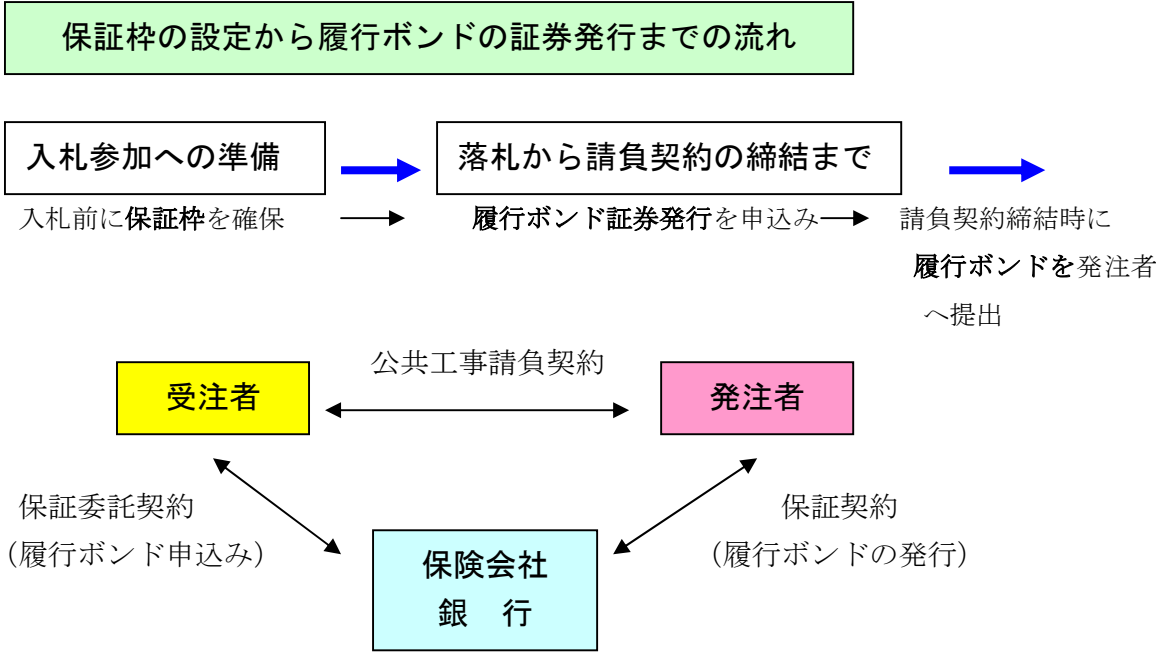
1. 公共工事履行保証証券（履行ボンド）

(1) 概要

公共工事の受注をスムーズに行うために、公共工事の請負契約において、受注者が負う債務の履行を、保険会社・銀行が連帯保証人として、発注者に対して保証するもので、次の2つがあります。

- 1. 金銭的保証
- 2. 役務的保証

- ☆ 1 : **金銭的保証**とは、  
受注者の債務不履行により発注者が請負契約を解除した際に受注者が負担する違約金の支払い債務の履行を担保するものです。
- ☆ 2 : **役務的保証**とは、  
受注者の債務不履行が発生した場合に、保険会社に対して残工事の完成を請求できる保証手段である。  
この場合、保険会社は代替履行业者を選定して残工事を完成させる。



- (2) 保証枠の計算方法 (事前に契約書を確認のこと)
- ①金銭的保証 … 通常、請負金額の10%に相当する金額の保証
  - ②役務的保証 … 通常、請負金額の30%に相当する金額の保証

(3) 手続き

客先から要請があった時など、職制通し、総務部へ「公共工事履行保証付保依頼書」を提出する。工期や保証内容により手続きが異なるため、次表により保証業者を選定し、契約することになる。

保証手段	履行ボンド	金銭保証人
金銭的保証措置 (工期1年以内)	×	○
金銭的保証措置 (工期1年超)	○	×
役務的保証措置	○	×
共同企業体による工事	○	×

(4) 費用負担

JOB負担となる。